資料２

中間とりまとめ（案）
（給付付き税額控除の本格導入部分）

「給付付き税額控除」については、受益と負担の全体像の分析等を踏まえて政策目的を明らかにした上で、制度設計等に係る論点を、専門的・技術的観点から有識者会議で整理された方向性を踏まえ、実務者会議において、議論を進めてきた。こうした議論を踏まえ、実務者会議において「中間とりまとめに向けた議論の整理」等を提示し、経過措置（つなぎ）を含め、更なる検討を重ねた結果を、以下のとおりとりまとめる。なお、検討過程は、第 11 回実務者会議において提示された「中間とりまとめに向けた議論の整理」や「これまでの有識者会議及び実務者会議における主な意見（給付付き税額控除）」等で整理されてきた。

基本的考え方

● 税制と社会保障制度を一体として捉え、税および社会保険料と給付を通じた国民一人ひとりの受益と負担の全体像を踏まえるとともに、所得や資産といった負担能力に応じて支え合い、必要な人に必要な支援が行き届く全世代対応型の仕組みを構築することが求められている。

デジタル技術を活用し、国民一人ひとりの状況に応じて適切に対応できる、簡素で分かりやすく、納得感の高い仕組みを構築していかねばならない。

また、受益と負担の均衡を確保しつつ、世代内および世代間にわたる適正な再分配と持続可能な制度運営を図るとともに、誰もが安心して働き、その意欲と能力を活かして働くことが報われる社会の実現を目指していく。

● こうした社会の実現に向けて必要となる「給付付き税額控除」の理想形・最終形については、給付と税額控除の組み合わせとすることが望ましいとの強い意見がある。他方で、制度の複雑化を避ける等の観点から、短期的には給付とすることが望ましいとの有識者会議における検討を踏まえる必要がある。また、来年度を目途に「社会保険料還付付き税額控除（所得税・住民税）」を目指すべきとの意見がある。社会保障制度や税制とどのように役割分担していくか等について、現段階で実務者会議の意見には相当に開きがあるため、制度の将来像については、後記の「将来的な方向性」を踏まえ、継続して検討を行う。

● 有識者会議や実務者会議で「給付付き税額控除」について議論を積み重ねてきた結果、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目して、

① その負担軽減を通じ、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、

② いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図る

という喫緊の課題に適切に対応する必要がある。これらを目的として、制度横断的に、負担（税・社会保険料）と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入することが望ましいとの結論を得た。制度の将来像を見据えつつ、既存の情報インフラで把握される情報を整理し、事務負担を十分考慮した制度設計とするなど、制度導入のための環境を整えた上で、令和 11 年度に導入することとし、そのために必要な法制上の措置を可及的速やかに講ずる。

制度の基本的設計

● 令和 11 年度に導入する制度について、
- 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減するものであること、
- これまでの経済対策等における一律の金額での給付とは異なり、「所得に連動したきめ細かな給付」を毎年度継続的に行う新たな制度であること

が国民に分かりやすく伝わるよう、その実態に即した制度の名称とすることを含め、必要な対応に努める。

● 就労インセンティブの向上や、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応の観点等を踏まえ、「個人単位」とし、単身者も対象とする。

● 一定の勤労性の所得※1があり、一定の税・社会保険料負担がある者を対象とする※2。勤労性の所得に係る具体的な基準は、被用者保険適用や課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して設定する。その際、現行の税務行政で、給与や年金以外の所得について利用可能な形で管理している情報は収入の金額ではなく所得の金額であることに留意する。

（※1）勤労性の所得には、事業所得及び給与所得に加え、近年の多様な働き方に鑑み、業務に係る雑所得も含めることとし、個人事業者、フリーランスも対象とする。その際、事業所得と業務に係る雑所得は、就労とみなせるような一定額以上の場合に含めることとする。なお、給与収入（所得）に関し、被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超える所得約 32 万円超*（給与収入約 106 万円超*）とする、給与所得 0 円超（給与収入 74 万円超）とする、雇用保険の適用ラインを超えることとなる水準（給与収入約 53 万円超*）とする、との意見があった。

＊ 令和7年度における全国で最も低い地域別最低賃金（時給 1,023 円）に、被用者保険の短時間労働者の適用労働時間（週 20 時間）、令和 10 年 10 月より施行される雇用保険の適用労働時間（週 10 時間）をそれぞれ乗じて、年間の収入（所得）に換算したもの。

（※2）就労し、税・社会保険料負担から年金受取額を差し引いた純負担が現役並みである中低所得の高齢者も対象とする。

● 原則として、所得に応じた給付額とする。就労促進の観点から、勤労性の所得が一定の水準に達するまで給付額を逓増させ、その後は定額とする。総所得が一定額を超える場合、公平性の観点から、総所得に応じて逓減・消失させる。加えて、「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、後記の第 3 号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算を行う。なお、非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逓増させると誤支給につながる可能性があるため、定額とする。

● こどもを扶養している者については、18 歳以下のこどもの人数に応じた加算を行う。

（※）子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

● 給付に係る閾値となる所得水準については、純負担率や純負担額の国際比較や諸外国の類似制度の対象者の所得の範囲等を参照しながら、恒久財源の確保とあわせて検討する。その際、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なること等に留意する。

● 給付額についても、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なることを踏まえつつ、純負担率の国際比較などを参照しながら、恒久財源の確保とあわせて検討する。その際、「年収の壁」

に配慮した一定の加算の額については、収入に応じて個人が直面する社会保険料負担の変化は個人の就業状況により異なる*ことを前提として、就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、後記の他の関連する就労に係る支援や制度の改革による対応との関係を整理しつつ、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め、検討する。

＊　例えば、第3号被保険者から第1号・第2号被保険者に移行される方のほか、第1号被保険者から第2号被保険者に移行される方、第1号被保険者として継続して加入される方など、収入に応じて個人が直面する社会保険料負担の変化は、就業状況によって様々な態様が考えられる。

● 公平性の観点にも配慮し、複雑な制度設計を避けながら、高所得の配偶者がいる場合の一定の例外を設ける。

● 給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、社会の状況変化に速やかに対応するため、税・社会保障等の関連制度の改正や国際比較の分析、制度導入後の効果検証等を通じて定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

制度の執行等

● 上記の「所得に連動したきめ細かな給付」の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。具体的には、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応する方向で検討を行う。その際、国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するため、既存の社会保障制度で法定受託事務として給付事務を行っている例を参考に、検討を進める。また、法令による明確な実施基準のもとで、毎年度見通しをもって実施することができる仕組みとする。

● 地方に役割を求めていく際には、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議を行う。あわせて、社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、社会保障制度や税制の見直し、各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行う。

● 実施主体の負担軽減のため、国が前面に立って適切な支援や対策を講じることとし、具体的には、過去の給付金事務において負担が大きかった対象者の受給意思や口座情報の確認、外部からの問い合わせ対応等への対応策を講じる。公金受取口座の一層の活用を図るとともに、国によるコールセンターの設置や受給意思の確認負担の軽減策についても検討する。

● 特に公金受取口座については、現状 5 割程度にとどまる登録率の向上を国として強力に推進し、本制度の受給に際してその利用を原則としていくとともに、口座情報の正確性の確保等の機能強化に継続的に取り組む。

● 働いてはいるものの低収入の現役世代や就労意欲はあるものの病気や障害等で働けない方など、就労されている方・就労が困難な方のうち給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉など既存の制度での対応との関係を整理し、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和 11 年度からあわせて実施できるよう、「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導

入までに結論を得る。
その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置を必要に応じて拡充するなどの対応を含め、幅広く選択肢を検討する。

財源

● 「所得に連動したきめ細かな給付」は恒久施策であり、その本格導入に当たっては、一時財源ではなく恒久財源を確保する必要がある。財源確保の具体策については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、たとえば、補助金・租税特別措置の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保することとし、今後の予算編成改革の具体化の状況も踏まえつつ、早期に結論を得る。

● 上記の検討を行い、結論を得るに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する。

将来的な方向性

● 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。

① 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行う。

② 預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、「給付付き税額控除」の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。

③ 資産保有による経済力の勘案については、金融所得の勘案に向けた取組を通じて対応するとともに、資産自体の保有状況を勘案した対応について、金融所得に関する取組の状況等を踏まえつつ、将来の課題として検討を行う。

● 税額控除と給付の組合せとすることについては、経済的な効果は変わらない中で、制度が複雑化することによる事務負担の増加や諸外国の例等を勘案すると、短期的には給付への一本化が望ましいとの考え方が示された一方で、当初から両者を組み合わせることが望ましいとの意見や、将来的には両者の組合せとするべきとの考え方も強く示された。こうした考え方を受け止め、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続する。

● 執行面でも、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していく。コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、

国が直接給付をする場合、全国民の情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現に相当の期間を要する。将来的な方向性も十分に考慮しながら、まずは近年整備が進められてきた既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携や DX 化等による業務効率化を図り、政策効果の把握にも留意しつつ、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図る。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。

● 社会保障国民会議については、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」を含めた「社会保障と税の一体改革」について検討するため設置されたものであり、「給付付き税額控除」の議論を進める過程で明らかとなった、以下の社会保障制度や税制の課題について、有識者の意見も参考にしつつ、財源の確保も含め、継続して検討する。

（社会保障制度の課題）

- 「制度の執行等」で結論を得ることとされた措置のほか、「給付付き税額控除」が社会保障を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識した上で、就労していない高齢者などについて、「給付付き税額控除」と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないよう、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要であり、年金制度や生活保護など既存の制度での対応との関係の整理を含め、必要な対応のあり方を継続検討し、次期年金法改正が予定されている令和 12 年までに結論を得る。
- 就労の促進については、「給付付き税額控除」による対応のみで解決できる課題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要がある。具体的には、第 3 号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進め、次期年金法改正までに結論を得る。
- 「給付付き税額控除」の制度設計の中で、子育て世帯への配慮が求められている背景としては、諸外国と比べて中低所得の日本の子育て世帯の純負担率が高くなっていることが挙げられる。この点も認識しながら、引き続き、加速化プランを含むこども未来戦略を着実に推進する。
- このほか、社会保険料負担を含む純負担率を構造的に引き下げていく観点や、応能負担の徹底や所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度改革をはじめとする社会保障・雇用の各制度の見直しについて、ロードマップを描きながら継続的に議論する。

（税制の課題）

- 「給付付き税額控除」の実施も踏まえ、税制に関しては、令和 7 年度税制改正法の附則等に基づき、人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について、着実に検討を進める。

（以上）